

## 労働者派遣事業運営方針

- 1 会社内に於ける派遣事業部門は総務部に属し、人材の育成を主目的とする。
- 2 労働者派遣法・労働基準法を遵守し、必要な措置に於いては迅速かつ誠実な対応を実施する。
- 3 社員個々の人権・個性を尊重し、安全で安心して働ける環境を構築し、社会人として向上していく為の機会と場所を確保・提供し、支援していくことに努力する。
- 4 個人情報の取扱いについては、社員の個人情報及び派遣先企業情報の保護に留意し、法に基づいた適正な取扱い・管理を行う。  
また、人種・民族・思想・信条による差別的な扱いをしない。

## 安全衛生

労働基準法・労働安全衛生法等に定める規定を遵守し、労働者の労働基準・安全衛生の確保に努める。

## 反社会的勢力の排除

反社会的勢力、団体に対して毅然とした姿勢及び思考で臨み、決して不当・不正な要求又は、請求には応じない。

## 教育

労働者派遣

全社員が共有する安全衛生教育に加え、業種別・企業別・個人目標別等状況および状態別に教育を実施する。

技能教育の中での特殊技能教育に関しては、外部専門機関を利用し教育を実施する。